（表紙）

平田村森林整備計画 福島県 平田村	平田村森林整備計画 （令和３年度変更） 計画期間 自　令和２年　４月　１日 至　令和１２年　３月３１日 福　　島　　県 平　　田　　村

平田村位置図

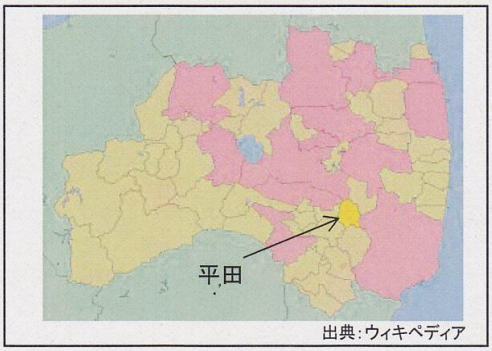

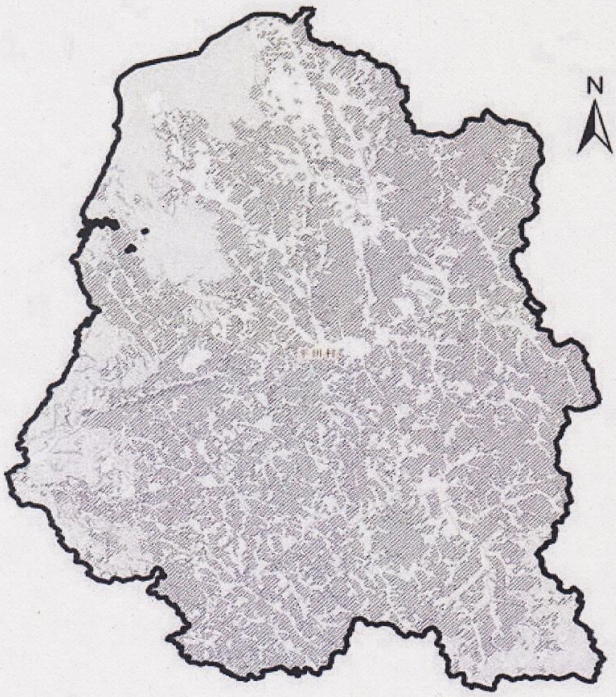

凡例	
市町村界	
国有林	
民有林	

目　　次

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項
　１　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
　２　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５～６
　３　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６～７

Ⅱ　森林の整備に関する事項
第１　立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）・・・・・・・・・Ｐ７～８
　１　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
　２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７～８
　３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

第２　造林に関する事項
　１　人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８～１０
　２　天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０～１１
　３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・Ｐ１１
　４　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の
　　命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１～１２
　５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間
　　伐及び保育の基準
　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・Ｐ１２
　２　保育の作業種別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
　３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４

第４　公益的機能別施業森林の整備に関する事項
　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業方法・・・・・・Ｐ１４～１５
　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区
　　域及び当該区域における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
　３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・Ｐ１５
　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための
　　方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５～１６
　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・Ｐ１６
　４　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６
　５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項
　１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６
　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・Ｐ１６
　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・Ｐ１６～１７
　４　その他必要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
１　効率的な森林施業を推進するため路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７
２　期間路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・Ｐ１７
３　作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７～１８
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８

第８　その他必要な事項
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・Ｐ１８～１９
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・Ｐ１９

Ⅲ　森林の保護に関する事項
第１　鳥獣害の防止に関する事項
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・Ｐ１９
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９～２０
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・Ｐ２０
５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項
１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
３　保健機能森林の区域における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・Ｐ２０～２１
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２１

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項
１　森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２１
２　生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２１
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２１
４　森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２
５　住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２
６　森林管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２
７　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題

本村は、福島県の南部に位置し、総面積 9,353ha、民有林面積は 4,484ha で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は 2,079ha ある。民有林の人工林率は 46.4％であるが、人工林は各地に分散しており施業の共同化がしにくい状況にある。

しかし、森林の持つ水源涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本村においても、森林所有者の意識の高揚を図り、公益的機能が十分発揮しうる健全な森林の整備を必要としている。

また、平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

地場産業の振興（採石業）及び産業廃棄物処理場の建設等、森林の開発の進む今日、水資源の確保、山地災害の防止等（森林の利用、保育等）、放射性物質の除去、風評被害払拭が重要な課題となってきた。

本村において、平成元年「青空と緑のふるさと平田村」実現のため、その存立基盤である自然環境を保全し、自然と調和した土地利用計画を図り、住民生活の快適な環境を確保することを目的として、「平田村環境をよくする条例」を制定し、村の環境を守っていく考えを明らかにした。

2　森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

（1）　地域の目指すべき森林資源の姿

ア　水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込む、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ　快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ　保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能の維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ　木材の生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

（２）　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア　水源涵養機能維持増進森林

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育･間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地について、縮小及び分散を図る。

イ　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

集落用に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸浸食防止や山脚の固定等に図る必要がある場合には谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ　快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

エ　保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

利用者等への影響を踏まえ、放射性物質に関する技術開発や知見の集積を図り、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。

オ　木材の生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

また、放射性物質の汚染状況に応じ、技術開発や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林ＧＩＳの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地　域	樹種							
	ス　ギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 （用材）	広葉樹 （その他）
本村全域	45 年	50 年	40 年	40 年	55 年	15 年	65 年	20 年

注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標を定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを皆とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、起工、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的な配置に配慮し、伐採面せ駅の規模に応じて少なくとも概ね２０ｈａ毎に保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

・択伐：択伐については、主伐にうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹郡を単位として伐採区域全体では、概ね均等な割合で行うも　のであり、材積に係る伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）の伐採とする。
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林文耕三となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア　１箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林について、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して１箇所当たりの伐採面積を２０ｈａ以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木等について、保残等に努める。

ウ　森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ　伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。　特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ　林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ　上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３　その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね２倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

（１）人工造林の対象樹種

樹　種　名		備　考
針葉樹	スギ､ヒノキ､アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ､コナラ､クリ等	

注）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、村の林務担当課等又は林業普及指導員に相談の上、適切な樹種の選択するものとする。

（２）　人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス　ギ	中仕立て	3,000	本表は、中仕立ての標準的な植栽本数です。 樹種。植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系の動向等を勘案のうえ定めるものとする。
ヒノキ	中仕立て	3,000	
アカマツ	中仕立て	5,000	
カラマツ	中仕立て	2,500	
広葉樹	中仕立て	6,000	

注１）複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

注２）上記の標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、村の林務担当課等又は林業普及指導員に相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

注３）成長に係る特性が特に優れているとされる特定苗木を用いた場合で、コンテナ苗を用いた一貫作業システム等の植栽方法で、地形や地質など自然的条件が良好であり、従来よりも早期に成林が見込まれる場合は、低コスト造林として、標記の植栽本数より少ない植栽本数での実施も可能とする。

イ　その他人工造林の方法

区　　分	標　準　的　な　方　法
地拵えの方法	○植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒、刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは末木枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈り払った雑草木や末木枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角 30°以上の傾斜地においては､ある程度の高さで伐った広葉樹等の切り株を利用して、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにする。
植付けの方法	○植付け地点を中心に、周囲 60～70 ㎝程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40 ㎝四方、深さ 25～30 ㎝程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○コンテナ苗を活用し、造林を進める。
植栽の時期	○無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、クロマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めていることとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新するものとする。ただし、択伐によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

２　天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととする。

（１）天然更新の対象樹種

樹　種　名		備　考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に１０分の３を乗じた本数（立木度３）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新する。

天然更新の対象樹種における５年生時の期待本数は下表のとおり。

樹　種　名	期　待　成　立　本　数
アカマツ、モミ等	１０，０００本／ｈａ
クヌギ、コナラ等	１０，０００本／ｈａ

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○芽かきは、ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを一株に 1～3 本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを 1 回行う場合は伐採 3 年目ごろ、2 回行う場合は伐採後 1～2 年目ごろと 5～6 年目ごろに行う。

＜立木度＞
幼齢林（概ね１５年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本するとを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ　その他天然更新の方法

天然更新による場合（３）に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度３（ただし、周辺の植生に草丈を超える樹高以上ものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成２４年８月１６日付け２４森第９０５号）によるものとする。

（３）伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する公益的機能維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年３月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備　　考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、２の（２）のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は、植栽等を求めるものとする。

４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令基準

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（１）による。

イ　天然更新の場合

２の（１）による。

（２）生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が５年生時点で生育し得る最大の立木の本数は１ｈａ当たり概ね１０，０００本とする。

また、更新すべき本数は１ｈａ当たり概ね３，０００本以上とする。

５　その他必要な事項

都市部を中心に社会問題になっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するものとする。

また、放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林再生を図るものとする。きのこ原木林の再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等を踏まえ、萌芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進する。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

<table>
<tr><th rowspan="2">樹種</th><th rowspan="2">施業体系
（植栽本数）</th><th colspan="5">間伐時期（林齢）</th><th rowspan="2">標準的な方法</th></tr>
<tr><th>初回</th><th>2回</th><th>3回</th><th>4回</th><th>5回</th></tr>
<tr><td>スギ</td><td>3,000 本/ha</td><td>14</td><td>19</td><td>25</td><td>32</td><td>40</td><td rowspan="4">・選木は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木に偏ることなく行うこと。
・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。
・間伐時期は、左記の林齢を基準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。
・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。
・長伐期施業において高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね１０年を目安に行うものとする。
・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。</td></tr>
<tr><td>ヒノキ</td><td>3,000 本/ha</td><td>19</td><td>24</td><td>30</td><td>40</td><td>－</td></tr>
<tr><td>アカマツ</td><td>5,000 本/ha</td><td>17</td><td>21</td><td>26</td><td>32</td><td>39</td></tr>
<tr><td>カラマツ</td><td>2,500 本/ha</td><td>16</td><td>21</td><td>26</td><td>31</td><td>40</td></tr>
</table>

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉がお互いに接して葉の僧が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が１０分の８以上になること）し、立木刊の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が３５％以下であり、かつ、伐採年度が翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2　保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	ス　ギ	○	◎	○	○	○	△	△	△	△						
	ヒノキ	○	◎	○	○	○	△	△	△	△						
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△						
	カラマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△						
つる切り	ス　ギ												○			○
	ヒノキ												○			○
	アカマツ													○		
	カラマツ											○				
除伐	ス　ギ									△			○			○
	ヒノキ									△			○			○
	アカマツ										△			○		
	カラマツ											○				△
枝打	ス　ギ										△			○		
	ヒノキ										△			○		

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					標準的な方法	備考
		16	17	18	19	20		
下刈	ス　ギ ヒノキ アカマツ カラマツ						雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつた適切な時期及びに適切な作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。 実施時期は、６～７月頃を目安とする。	
つる切り	ス　ギ ヒノキ アカマツ カラマツ						下刈終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。 実施時期は、６～７月頃を目安とする。	
除伐	ス　ギ ヒノキ アカマツ カラマツ	△					下刈り終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有能なものは保残し育成する。 実施時期は８～１０月頃を目安とする。	
枝打	ス　ギ ヒノキ	○ ○				○ ○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。実施時期は、樹木の生長休止期の１２月下旬～３月上旬頃とする。	

（注１）◎印は必要に応じて年２回実施するもの。（○は年１回実施）

（注２）本表は、地位（中）における２０年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数はことなるので、地域の実情に応じて適用する。

3　その他必要な事項

森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。

この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、主伐はスギ及びその他樹種８０年、ヒノキ９０年とする。

施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	６年生(春植え)～７年生(秋植え)まで実施
除伐	３～４齢級（１３年生、１８年生）で１回(雑木の繁茂が著しい場所にあっては２回)実施
枝打ち	スギ・ヒノキの３～４齢級を４ｍ以内で１回実施
保育間伐	５～７齢級（３０年生）の林分を対象に間伐率は３０％で１回実施
利用間伐	８齢級以上（４０年生、５０年生、６５年生）の林分を対象に間伐率３０％で１回実施

上記１及び３に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期５年間）において間伐を実施する。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施行方法

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

別表１のとおり

イ　施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎の伐期の下限を標準伐期齢に１０年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表２のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区　域	樹　種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
本村全域	55年	55年	45年	60年	20年	30年

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境形成の機能又は、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表１により定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、長伐期施業を標準とする。

イ　施業の方法
アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表２により定める。なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、長伐期施業を標準とする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区　域	樹　種					
	ス　ギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
本村全域	90年	90年	70年	100年	20年	40年

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域及び当該区域における森林施業の方法
（１）区域の設定
別表１のとおり

（２）施業の方法
木材等林産物を持続的､安定的かつ効率的に供給するため､生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。
なお､特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち､人工林については､原則として､皆伐後には植栽による更新を行う。
３　その他必要な事項
特になし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
平田村における安定的な林業経営に確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

２　森林の経営の受委託による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林ＧＩＳの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5　その他必要な事項

特になし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有者は、5ha 未満の小規模所有者が多くを占めているので、森林施業を計画的、重点的に行うため、村、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで推進体制を整備すると共に、各集落に集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での施業の共同委託が図られるよう推進するものとする。

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本村で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であると考える。そのため、施業の共同化による省経費化、施業回数の増加等による、合理的な林業経営を推進する必要がある。

また、下記の森林施業共同化重点的実施地区において、施業実施協定の締結も視野に入れ、造林、保育及び間伐等の施業を森林組合に委託することにより、計画的な施業を森林組合に委託することにより、計画的な施業が図られるよう推進するものとする。

3　共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業計画を作成する場合には、次の事項に留意のうえ計画を作成することとする。

（1）　共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと

（２）　共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと

（３）　共同施業実施者の一部の者が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと

４　その他必要な事項

特になし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区　分	作業システム	路網密度（ｍ／ｈａ）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	(車両系作業システム)	３０以上	８０以上	１１０以上
中傾斜地 (15°～30°)	(車両系作業システム)	２３以上	６２以上	８５以上
	(架線系作業システム)		０～３５	２５以上
急傾斜地 (30°～35°)	(車両系作業システム)	１６以上	４４〈３４〉 以上	６０〈５０〉 以上
	(架線系作業システム)		４〈０〉 以上	２０〈１５〉 以上
急峻地 (35°～)	(架線系作業システム)	５以上	０以上	５以上

（注１）地域森林計画に定める「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」に適合する路網密度を記載する

〈注２〉「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

区　　分	森林の区域
路網整備等推進区域	5林班、7～11林班

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規定（昭和４８年４月１日付け４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月２４日付け２２林整整第６０２号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ　基幹路網の整備計画

該当なし

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け１３林整整第８８５号林野庁長官通知）。「民有林林道台帳について」（平成８年５月１６日付け８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

（２）細部路網に関する事項８

ア　細部路網の作設にかかる留意事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に基づき、開設するものとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成２７年２月２０日付け２６森第３５２９号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成２８年５月９日付け２８森２３６号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

４　その他必要な事項

特になし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本村の林家の大部分は、経営規模が 5ha 未満の零細所有者であり、さらに保有森林も若齢林が多いため、生産性が低く、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業道等の路網整備によるコストの低減及び労働強度の軽減を図るものとする。

また、林業機械の積極的導入を図り、作業の効率化を努める一方で、森林組合の作業班の編成を拡充することにより、体質改善を図り、組合員と密着した組合としての機能を十分に発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び作業班の雇用の通年化と労働条件の近代化を図るよう推進するものとする。

放射性物質対策としては、林業事業体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講ずるものとする。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（１）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材		伐倒　チェーンソー 造林　チェーンソー 集積　バックホー(グラップル付) トラクター(ワイヤー引き)	伐倒　チェーンソー、ハーベスタ、 フェラバンチャ、 造林　プロセッサ、グラップルソー 集積　スキッダ、タワーヤーダ、グラップル

造　林 保育等	地拵え 下刈り	チェーンソー 刈払い機	チェーンソー 刈払い機
	枝打ち	人力（ナタ、ノコギリ）	人力（ナタ、ノコギリ） 自動枝打機

注１　作業の種類欄には、必要に応じて伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。
　２　現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

（２）　放射性物質対策における機械作業
　作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産(特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計　　画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	鴇子	270 ㎡	△1				
道の駅ひらた	上蓬田	400 ㎡	△2				

注１　施設の種類欄、生産施設については、ほだ場、山菜園等、流通施設については、原木市場、貯木場等、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工業、木製品製造工場、山菜加工施設等、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。
　２　位置欄には、集落名を記載する。
　３　規模欄には、年間生産量等を記載する。
　４　対図番号欄には、１から一連の番号を記載する。

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定
　該当なし

（２）鳥獣害の防止の方法

ア　植栽木の保護措置
　該当なし

イ　捕獲
　特になし

２　その他必要な事項
　特になし

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除又は予防の方法

（１）　森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法
　松くい虫等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と

拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。
また、その他病害虫被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする
保全すべき森林は別表３のとおり。

（２） その他
森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、村、森林組合、森林所有者等で連携し、被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを図るものとする。

２ 鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）
野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

３ 林野火災の予防の方法
森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

４ 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
村の森林又は森林の周囲１キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条及び「平田村火入れに関する条例」により許可の手続きを行う

５ その他必要な事項
（１）病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
（松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
平田村	35林班（33,36,60,71,175,233）、36林班（2,4,28,34,37）、38林班（7,70,105,110,111,114,126,128,136）	2～5林班、10～16林班、20～23林班、29林班、34林班、36林班、37林班、38林班の一部、41林班、48林班、49林班、51林班	

（２）その他
森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進・病害虫や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進する。
また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項
１ 保健機能森林の区域
該当なし

２ 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
該当なし

３ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
（１）森林保健施設の整備

該当なし

（2）立木の期待平均樹高

該当なし

（3）その他必要な事項

該当なし

4　その他必要な事項

特になし

Ⅴ　その他森林の整備のための必要事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

（1）　路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林　班	区域面積（ha）
蓬田	001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、013、014、015、016、017、018	2131.88 ha
小平	019、020、021、022、023、024、025、026、027、028、029、030、031、032、033、034、035、036、037、038、039、040、041、042、043、044、045、046、047、048、049、050、051、052、053	2351.97 ha

（2）その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における、主伐後の植栽。

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法伐後。

ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2　生活環境の整備に関する事項

村外所有者が、森林経営計画に基づく施業の確認等を行ったり、定住化するために、必要な生活環境の整備を図る。

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

当村では、森林組合、森林所有者が一体となり計画的な森林整備を行えるよう各種補助事業や助成金事業を導入し、保育や間伐等の施業を今後も積極的に支援していくことで、地域振興の重要な柱である雇用対策を推進する。

また、近年、当村では地域振興の施設整備として、森林公園「ｼﾞｭﾋﾟｱﾗﾝﾄﾞひらた」や教育の森公園などの再整備や県産材利用による各種事業を実施しながら、同公園で毎年行われる地域振興交流イベント等を介して「森林とのふれあいの場」をテーマに、森林の持つ豊かさと人と森の共生を図る。

4　森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現　状（参考）		将　来		対図番号
	位　置	規　模	位　置	規　模	
ジュピアランドひらた	蓬田新田地区	野鳥観察広場　0.5ha キャンプ場　0.5ha 林間広場　1.0ha 遊歩道　約2.9km （蓬田岳山頂まで） ウッドデッキ　1基 丸太小屋　1棟			▽1

注１　施設の種類欄には「○○の森」というような大枠な施設の名称を記載する
　２　位置欄には、集落名等を記載するとともに、必要に応じて市町村森林整備計画概要図に図示する
　３　規模欄には、２の全体の面積及び遊歩道、林間広場、管理棟、キャンプ場等の具体的施設名とその規模を記載する。
　４　対図番号欄には、１から一連の番号を記載する。

5　住民参加による森林の整備に関する事項
（1）地域住民参加による取組に関する事項
　該当なし
（2）上下流連携による取組に関する事項
　該当なし
（3）その他
　該当なし

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

注　必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

7　その他必要な事項
保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとする。

【別表１】　公益的機能別施業森林の区域

区　　分	森　林　の　区　域	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～10 林班、15～19 林班、26～28 林班、30～33 林班、37 林班、39～40 林班、43～48 林班、51～53 林班	3240.49
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8林班84小班、11林班64～65小班、19林班、26林班	174.03
快適な環境の形成の機能増進をするための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
その他広域的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5 林班、7～11 林班	660.04
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		

※森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもってかえることができる

【別表２】

施業方法			森林区域	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林			別表1のとおり	3240.49
長伐期施業を推進すべき森林			8 林班 84 小班 11 林班 64、65 小班	4.10
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		別表1の土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のとおり	174.03
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林				

【別表３】保全すべき森林区域
（松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
平田地区	50 林班 （167, 170, 176, 179, 182, 185, 186, 192, 205, 210, 217）	1 林班、50 林班の一部	

＜付属資料＞
市町村森林整備計画概要図を縮尺２万５千分の１の地形図等を元に別紙１の作成要領に従い作成する。
さらに、必要に場合は、公益機能別施業森林等の区域、保健機能森林の区域等について、森林計画図等を元に別途詳細な図面を作成することが望ましい。
必要に応じ、別紙２の作成要領に従い参考資料を作成する。

（別紙２）

２　参考資料

（１）人口及び就業構造

①　年齢層別人口動態

		総　計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
実　数	2000年	7,910(95.0%)	3,956	3,954	1,304	677	627	1,415	758	657	1,518	786	732	2,052	1,074	978	1,621	661	960
（人）	2005年	7,538(95.3%)	3,746	3,792	1,088	572	516	1,296	661	635	1,244	659	585	2,121	1,143	978	1,789	711	1,078
	2010年	6,921(91.8%)	3,454	3,467	912	476	436	1,154	629	525	1,061	568	493	2,224	1,207	1,017	1,700	687	1,013
	2015年	6,505(93.9%)	3,197	3,308	752	382	370	826	450	376	1,005	554	451	1,991	1,033	958	1,931	778	1,153
構成比	2000年	100.0	50.0	50.0	16.5	17.1	15.9	17.9	19.2	16.6	19.2	19.9	18.5	25.9	27.1	24.7	20.5	16.7	24.3
（%）	2005年	100.0	49.7	50.3	14.4	15.3	13.6	17.2	17.6	16.7	16.5	17.6	15.4	28.1	30.5	25.8	23.7	19.0	28.4
	2010年	100.0	49.9	50.1	13.2	13.8	12.6	16.7	9.1	7.6	16.7	18.1	15.2	32.1	34.8	29.4	24.6	19.9	29.2
	2015年	100.0	49.1	50.9	11.6	11.9	11.2	12.7	14.1	11.4	15.4	17.3	13.6	30.6	32.3	29.0	29.7	24.3	34.9

（注）1.　資料は国勢調査とする。
2.　年次は結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とする。
3.　総数の計の（　）内には隔年時の比率を記入する。

②　産業部門別就業者数等

	年次	総数	第１次産業				第２次産業		第３次産業
			農　業	林　業	漁　業	小　計		うち木材・木製品製造業	
実　数	2000年	4,395	1,096	37	1	1,134	1,966	－	1,295
（人）	2005年	4,241	1,000	25	0	1,025	1.822	－	1.388
	2010年	3,727	718	35	0	753	1,555	－	1,308
	2015年	3,508	512	36	0	548	1,464	－	1,381
構成比	2000年	100.0	24.9	0.8	0.1	25.8	44..7	－	29.5
（%）	2005年	100.0	23.6	0.6	0	24..2	43.0	－	32.7
	2010年	100.0	19.2	0.9	0	20.2	41.7	－	35.0
	2015年	100.0	14.6	1.0	0	15.6	41.7	－	39.3

（注）1.　資料は国勢調査とする。データがない部分については「－」表示とする。
2.　年次は、結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とする。

⑵　土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地								
							果樹園	茶園	桑園		計	森林	原野	
実　数	2000年	9,353	1,391	828	559	5	3	2	0	30	5,833	5,777	56	2,099
(ha)	2005年	9,353	1,150	712	433	4	-	-	-	0	5,833	5,777	56	2,370
	2010年	9,353	1,106	668	438	2	-	-	-	－	5,791	5,735	56	2,456
	2015年	9,353	935	604	331	2	-	-	-	－	5,837	5,781	56	2,579
構成比	2000年	100	14.87	8.85	5.98	0.05	0.03	0.02	0.00	0.32	62.37	61.77	0.60	22.44
（%）	2005年	100	12.30	7.61	4.63	0.04	-	-	-	0.00	62.37	61.77	0.60	25.34
	2010年	100	11.83	7.14	4.68	0.02	-	-	-	-	61.92	61.32	0.60	26.26
	2015年	100	10.00	6.46	3.54	0.02	-	-	-	-	62.41	61.81	0.60	27.57

（注）1.　資料は農業センサスとする。データがない部分については「－」表示とする。
2.　年次は、結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とする。
3.　「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
4.　「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
5.　構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工事・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
2000 年	31ha	21ha	2ha	- ha	2ha	6ha	- ha
2005 年	-	-	-	-	-	-	-
2010 年	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. データがない部分については「ー」表示とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態		総 面 積 面 積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	人 工 林 率 (B／A)
総 数		5,767ha	100.0%	5,603ha	2,791ha	2,813ha	48.4%
国 有 林		1,283	22.2	1,207	712	495	55.5
公有林	計	52	0.9	52	40	13	76.9
	都道府県有林	17	0.3	17	17	0	100.0
	市町村有林	28	0.5	28	16	12	57.1
	財産区有林	7	0.1	7	7	1	100.0
私 有 林		4,432	76.8	4,344	2,039	2,305	46.0

(注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に（ ）書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年 次	私有林合計	在（市町村）者面 積	不在（市町村）者面積		
				計	県 内	県 外
実 数 ha	2000 年	4,462	4,028	434	218	216
	2005 年	−	−	−	−	−
	2010 年	−	−	−	−	−
構成比 %	2000 年	100	90.3	(100)	(50.2)	(49.8)
	2005 年	−	−	−	−	−
	2010 年	−	−	−	−	−

(注) 1. 資料は農業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. 構成比（ ）は、不在（市町村）者面積の県内、県外比率とする。
4. データがない部分は「−」表示とする。

,

③　民有林の齢級別面積

（平成２７年１月７日現在）

齢級別 区分	総　数	１・２ 齢級	３・４	５・６	７・８	９・10	11 齢級以上
民有林計	4,398ha	28ha	250ha	300ha	759ha	1,216ha	1,845ha
人工林	2,080ha	11ha	21ha	69ha	371ha	723ha	885ha
天然林	2,318ha	17ha	229ha	231ha	388ha	493ha	960ha
（備考）							

（注）1.　地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考として、記入する。
　　2.　備考欄には主要樹種別の面積比を記入する。

④　保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～3ha	373	10～20ha	64	50～100ha	0
3～5ha	150	20～30ha	8	100～500ha	0
5～10ha	125	30～50ha	3	500ha 以上	0
				総　数	723

（注）1.　資料は 2010 世界農林業センサスとする。

⑤　林道の状況

区　分	路線数	延　長	林道にかかる 利用区域面積	林道密度
民有林林道	16 本	18,070　㎞	4,519ha	4.00m/ha

（５）　市町村における林業の位置付け

①　産業別総生産額

（単位：百万円）

総　生　産　額　（A）		18,954
内訳	第１次産業	2,042
	うち　林　業　（B）	151
	第２次産業	7,767
	うち木材・木製品製造業（C）	0
	第３次産業	9,184
B＋C／A		151

（注）都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。
　　これに準ずる方法により算定される市町村別の数量を記載する。

②　製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

（2012 年現在）

	事業所数	従業者数（人）	現金給与総額（万円）
全　製　造　業　（A）	26	732	253,540
うち木材・木製品製造業（B）	0	0	0
B／A	0%	0%	0%

（注）1.　最近年の工業統計表の「市町村編」による。
　　2.　製造業には、林業が含まれない。
　　3.　木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」（総務省）によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

（6） 林業関係の就業状況

区　　分	組合・事業者数	従業者数	うち作業員数	備　　考
森 林 組 合	1	26	23	（名称：ふくしま中央森林組合）
生産森林組合	—	—	—	
素材生産組合	2	16	16	
製　材　業	1	2	2	
合　　計	4	44	41	

（注）１．資料については、森林組合は「森林組合一斉調査票」、その他は「木材業者等登録証」とする。
２．データがない部分については「－」表示とする。

（7） 林業機械等設置状況

区　　分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	—	—	—	—	—	—	
モノケーブル	—	—	—	—	—	—	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	—	—	—	—	—	—	無線操縦による寄与機
自走式搬器	—	—	—	—	—	—	リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	—	—	—	—	—	—	林内作業車
ホイールトラクタ	—	—	—	—	—	—	主として索引式集材用
動力枝打機	—	—	—	—	—	—	自動木登式
トラック	—	—	—	—	—	—	主として運材用のﾄﾗｯｸ
グラップルクレーン	—	—	—	—	—	—	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ式のクレーン
クレーン 運材機能なし	—	—	—	—	—	—	トラッククレーン、ホイルクレーン
クレーン 運材機能あり	—	—	—	—	—	—	クレーン付きトラック
運材車	—	—	—	—	—	—	
クローラテイプトラクター	—	—	—	—	—	—	林内で集材等の作業を行うクローラタイプのもの
ショベル系掘削機械	—	—	—	—	—	—	搬出、育林用等に係わる土工用
計	—	—	—	—	—	—	
（高性能機械）	—	—	—	—	—	—	
フェラーバンチャー	—	—	—	—	—	—	
スキッダ	—	—	—	—	—	—	伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、グラップルソー	3	—	2	1	—	—	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	—	—	—	—	—	—	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	6	—	6	—	—	—	積載式集材車両
タワーヤーダー	—	—	—	—	—	—	タワー付き集材機

（注）1. 資料は「平成２６年度 林業機械の保有台数調査」による（農林事務所提供）。
2. データがない部分は「-」表示とする。

（8） 林産物の生産状況

	素　材	チップ	苗　木	ナメコ	木炭	乾しいたけ	生シイタケ
生産量	-㎥	-㎥	-千本	-kg	5,356 kg	1,718 kg	33 t
生産額（百万円）	－	－	－	－	－	－	－

（注）1. 最近１年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。
3. データがない部分については「－」表示とする。